

日本赤十字九州国際看護大学 障がい学生支援ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、障害のある学生（以下、「障がい学生」という。）に対する差別的取扱いの解消を推進し、学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

本ガイドラインの用語は、次のとおり定義する。

（1）障がい学生

障害者基本法が定める障害者が、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であることから、その趣旨を鑑み、障害者手帳の取得の有無および専門家の診断書・所見等に関わらず、本人の申し出によるものを含めた「障がい」がある全ての学生をいう。

（2）社会的障壁

障害者基本法が定める社会的障壁が、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」であることから、その趣旨を鑑み、本学における教育、研究及びその他の関連する活動全般を営む上で障壁となるような事物等その他一切のものをいう。

3 基本方針

日本赤十字九州国際看護大学（以下、「本学」という。）は、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、全ての教職員・学生等に対して理解と協力を求め、意識の醸成を図ることで、相互に成長するための支援を行う。

- （1）本学は、障がい学生への理解に基づき、学生自身の自主性を尊重しつつ個々にふさわしい支援を的確に行うことを目指し、入学希望者の受け入れに努める。
- （2）本学は、学生一人ひとりと建設的な対話をすることにより、有効な支援内容に関しての合意形成を行い、教職員・学生に対して支援に対する積極的な協力を求め、講義・実習等における伝達方法の工夫等を通じた学修支援を行う。
- （3）本学は、教職員の連携を密にして、障がい学生の生活状況を把握・分析し、支援等の改善に努めるとともに、全ての学生が相互に尊重し共生するための生活支援を行う。
- （4）本学は、障がい学生の自己実現に向け、情報の収集と提供を行うことを通じて、個々のキャリア形成のための支援を行う。

4 責任体制

- （1）障がい学生支援に関する最高管理責任者は、学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（必要な人材の配置、障がいのある入学希望者や障がい学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、最終的責任を負うものとする。

- (2) 学部長及び研究科長は、当該教育課程に在籍する学生が、本ガイドラインに則り、必要な支援を得て、十分な学修の機会を得られるよう統括する。

5 合理的配慮の提供

- (1) 本学は、障がい学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供するよう努める。
- (2) 本学は、個々の場面において、個々の障がい学生に対する合理的配慮を的確に行うため、事前的改善措置（必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上にむけた環境整備等）に努める。
- (3) 本学は、障がい学生に提供する合理的配慮について、障がいの状態や環境等が変化することにあわせて、適宜、見直しを行うことに努める。

6 相談体制の整備

障がい学生及びその家族等からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるための「一次相談窓口」は学務課とし、相談があった場合には関係各署にて対応を検討し、改善を図る。

7 研修・啓発

- (1) 本学は、教職員に対し、障がいを理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行う。
- (2) 教職員が障がいのある学生に対し、正当な理由なく不当な差別的取扱いを行った場合、もしくは過度な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供を怠った場合、本学は当該教職員に対し、必要な研修の受講等を含む適切な対応をとる。

8 ガイドラインの見直し

本学は、必要に応じてガイドラインを見直し、充実を図る。見直しにあたっては、学内外における不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。